

千代田区地球温暖化対策地域推進計画

2015



2015 (平成27) 年3月

 千代田区

はじめに

千代田区は、2007（平成 19）年に全国で初めて CO₂ 排出量の削減対策目標を掲げた地球温暖化対策条例を制定し、CO₂ 排出量の削減に取り組んでいます。

また、2009（平成 21）年には低炭素型社会への転換を進める先導的自治体として、国から環境モデル都市に選定されました。

千代田区は古くからわが国の政治・経済の中心として発展してきました。今日、技術革新が進み、設備機器のエネルギー効率は向上していますが、政治・経済の中心であり続ける千代田区では、その活発な都市活動により大量のエネルギーが消費され、CO₂ の排出量は増加する傾向にあります。

こうした中であっても、千代田区は、地球温暖化対策条例で定めた「CO₂ 削減の対策目標」を達成するため、区内の CO₂ 排出量を総量で削減する必要があります。

2011（平成 23）年に発生した東日本大震災とそれに伴う電源喪失は、日本社会の発展と安定を揺るがしかねない状況をもたらしました。

この電源喪失により、千代田区では大量の電力が経済活動と区民生活を支えていること、またその電力はほとんどが地方から供給され、地方に大きな環境負荷を与えていることが再認識されました。

エネルギーの大消費地である千代田区は、限りあるエネルギー資源を大切にし、持続可能な低炭素型社会を推進するため、率先して省エネルギーや再生可能エネルギーの活用、エネルギーの地産地消に努める責務があります。

地球温暖化の主な原因とされる CO₂ の問題は、区民及び事業者の一人ひとりの意識と行動なくしては解決できない課題です。

昼間人口 82 万人と 35,000 社以上の事業所を擁する千代田区では、区民とともにこれら一人ひとりが温暖化問題の当事者であることを意識し、共に力を合わせて温暖化対策に取り組むことによって、その効果を高めていく必要があります。

千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015 は、「エネルギー利用による CO₂ 排出ゼロのまち」を将来像に見据え、良好な環境を次世代に引き継いでいくことを希求する千代田区の温暖化対策のバイブルです。

千代田区は、本計画に基づき、健康で快適に過ごすことができる環境づくりに積極的に取り組み、「千代田」というまちの更なる魅力の向上と持続的発展とともに、経済と環境が調和した低炭素型社会の形成をめざします。

平成 27 年 3 月

千代田区長 石川 雅己



千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015

目次

1 計画策定の背景.....	1
1.1 地球温暖化対策の経緯.....	1
1.1.1 地球温暖化の現状.....	1
1.1.2 千代田区の実績経緯.....	1
1.2 区の実績意義.....	2
1.3 前計画の評価.....	3
1.3.1 前計画の概要と評価の方法.....	3
1.3.2 温室効果ガスの対策目標達成状況の評価.....	4
1.3.3 施策の実績状況の評価.....	4
2 計画の基本的事項.....	6
2.1 計画の目的.....	6
2.2 計画の期間.....	6
2.3 計画の対象.....	6
2.3.1 地域・主体.....	6
2.3.2 温室効果ガス.....	6
2.4 計画の位置づけ.....	7
2.5 電力排出係数の扱い.....	8
2.6 計画の構成.....	10
3 CO ₂ 排出量の現況把握と将来推計.....	11
3.1 CO ₂ 排出量の現況把握.....	11
3.1.1 算定方法.....	11
3.1.2 算定結果.....	12
3.2 CO ₂ 排出量の将来推計.....	15
3.2.1 算定方法.....	15
3.2.2 推計結果.....	16
4 地球温暖化対策に関する千代田区の課題.....	17
5 めざす将来像と計画の目標.....	19
5.1 千代田区がめざす将来像.....	19
5.1.1 めざす将来像.....	19
5.1.2 各主体の役割.....	20
5.2 CO ₂ 排出量の対策目標.....	21

5.2.1 対策目標	21
5.2.2 対策目標の達成に向けた CO ₂ 削減のロードマップ	22
6 基本方針と施策	23
6.1 基本方針	23
6.2 施策の体系	26
6.3 重点的に取り組む事業	27
6.4 取組みの内容	33
7 区民・事業者の地球温暖化対策を促進するための指針	53
7.1 区民や事業者の配慮行動を促進するための指針（配慮行動指針）	54
7.1.1 区民の配慮行動指針	54
7.1.2 事業者の配慮行動指針	58
7.2 低炭素型社会の形成に関する指針	64
7.2.1 区民の低炭素型社会の形成に関する指針	64
7.2.2 事業者の低炭素型社会の形成に関する指針	66
8 推進体制	71
8.1 計画の推進体制	71
8.1.1 行政機関内の連携体制	71
8.1.2 （仮称）ちよだエコセンターとの連携体制	71
8.1.3 区民・事業者・大学等との連携体制	71
8.1.4 基金の活用	72
8.2 計画の進行管理	72
 資料編	
資料編 1 千代田区地球温暖化対策条例	74
資料編 2 千代田区地球温暖化対策推進懇談会の開催概要	80
資料編 3 パブリックコメントの実施概要	81
資料編 4 用語解説	82

本計画書内で出てくる専門的な用語については、各章の初出時に「*」を付け、資料編に用語解説を掲載しています。